

SAIC <東日本大震災の救済措置> 仮訳

TO：日本特許庁 岩井良行長官

FROM：中国国家工商行政管理総局国際合作司 劉燕司長

岩井長官 殿：

このたび、貴殿が中国を訪問期間中に貴殿と有意義な交流が出来たことを嬉しく思います。商標登録関連プロセスの有効期限等に対する緊急措置について、当局付双建局長は会談の際に説明しておりましたが、ここで書面にてご連絡いたします。

一、我が国の関連法律規定に基づき、貴国が被った大地震の影響により、規定された期間内に提出することができない関連商標出願の当事者に対して、当局は猶予措置を講じることとし、期限を超えたという理由で不受理にすることはありません。ただし、当事者は、延期する出願が確かに今回の大地震の影響であることを証明した貴庁発行の証明書を必ず提出しなければなりません。

二、加えて、今回の大地震が影響した地域と影響の程度を説明する書簡を貴庁より当局に提出していただくようお願いいたします。

我々は日本の皆様と連携し、共同で危機に應對し、一刻も早い被災地の通常秩序の回復を希望いたします。

劉燕

二〇一一年五月二十四日